

府情個第3140号

平成23年10月3日

宮部 龍彦 様

情報公開・個人情報保護審査会



答申書の写しの送付について

下記の事件については、平成23年10月3日に答申をしたので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第16条の規定に基づき、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号：平成23年（行個）諮問第99号

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の利用不停止決定に関する件



府情個第3139号
平成23年10月3日

法務大臣 殿

情報公開・個人情報保護審査会



答申書の交付について

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第42条の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します（平成23年度（行個）答申第103号）。

記

諮問番号：平成23年（行個）諮問第99号

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の利用不停止決定に関する件

(別紙)

諮問番号：平成23年（行個）諮問第99号

答申番号：平成23年度（行個）答申第103号

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる文書1ないし文書5に記載された審査請求人に係る保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

- ① 電子メール（平成21年11月18日付け）（以下「文書1」という。）
- ② 電子メール（平成21年11月30日付け）（以下「文書2」という。）
- ③ 電子メール（平成21年12月2日付け）（以下「文書3」という。）
- ④ 電子メール（平成21年12月2日付け）（以下「文書4」という。）
- ⑤ 電話聴取書（平成21年11月27日付け）（以下「文書5」という。）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の利用停止請求に対し、平成23年4月22日付け総庶第336号により大津地方法務局長（以下「処分庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書等によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書の記載

ア 「大津地方法務局がインターネット上の掲示板「特定ブログ」の管理者あてに削除要請した人権侵犯事件記録一式」（本件対象保有個人情報）の利用停止をしないとした処分を取り消すこと。

イ 本件対象保有個人情報は、法務省設置法4条26号にある「人権侵犯事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関すること。」のため

に収集されたものであるが、人権侵犯事件が生じた、あるいは生ずるおそれがあった事実がない。従って、処分庁は法令の定める所掌事務を遂行するため必要な範囲を超えて本件対象保有個人情報収集しており、法3条1項、2項への違反がある。

ウ 処分庁は、本件対象保有個人情報を利用して、審査請求人に対して審査請求人がインターネット上に掲載した情報の削除の要請をし、さらに啓発のための冊子の送付を申し出たが、審査請求人はいずれも拒否した。一方、行政手続法32条は、行政指導は行政機関の任務又は掌握事務の範囲を逸脱してはならないこと、相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることを定めている。削除の要請と啓発は掌握事務の範囲を逸脱している上、審査請求人は協力しない旨を表明しているので、処分庁が本件対象個人情報を利用して今後事務を遂行することは不可能であり、本件個人情報を利用する必要はない。従って、処分庁は本件対象保有個人情報を保有し続けることは法3条2項により違法である。

エ 上記の理由から、本件対象保有個人情報は処分庁により適法に取得されたものではなく、法3条2項に反して保有されているものであり、法36条1項1号に該当するため、審査請求人による本件対象保有個人情報に対する利用停止請求は正当である。従って、本件対象保有個人情報の利用停止をしないとした処分は違法である。

(2) 意見書の記載

ア 諮問庁の説明1項について

「特定ブログ」は掲示板ではなくブログである。

イ 諮問庁の説明4項について

諮問庁が、本件情報を取得した根拠とする人権侵犯事件調査処理規程（以下「処理規程」という。）には、次の定めがある。

（事件の調査及び処理の目的）

第2条 事件の調査及び処理は、人権侵犯の疑いのある事案について、関係者に対する援助、調整の措置を講じ、又は人権侵犯の事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた適切な措置を講ずるほか、関係者に対し人権尊重の理念に対する理解を深めるための啓発（以下「啓発」という。）を行い、もって人権侵犯による被害の救済及び予防を図ることを目的とする。

（救済手続の開始）

第8条 法務局長又は地方法務局長は、被害者、その法定代理人又はその親族等の関係者（以下「被害者等」という。）から、

人権侵犯により被害を受け、又は受けるおそれがある旨の申告があり、人権侵犯による被害の救済又は予防を図ることを求められたときは、申告のあった事件が、法務局又は地方法務局において取り扱うことが適当でないと認められる場合を除き、遅滞なく必要な調査を行い、適切な措置を講ずるものとする。

- 2 法務局長又は地方法務局長が、人権擁護委員若しくは関係行政機関の通報又は情報に基づき、事件の端緒となる事実と接した場合において、第2条の目的に照らして相当と認めるときは、遅滞なく必要な調査を行い、適切な措置を講ずるものとする。

(人権侵犯の事実が認められる場合の措置)

第14条 法務局長又は地方法務局長は、事件について、調査の結果、人権侵犯の事実があると認めるときは、前条各号又は次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 人権侵犯による被害の救済又は予防について、実効的な対応をすることができる者に対し、必要な措置を執ることを要請すること（要請）。
- (2) 相手方等に対し、その反省を促し、善処を求めるため、事理を説示すること（説示）。
- (3) 相手方等に対し、人権侵犯をやめさせ、又は同様の人権侵犯を繰り返させないため、文書で、人権侵犯の事実を摘示して必要な勧告を行うこと（勧告）。

(以下略)

本件情報には処理規程8条2項に基づき救済手続を開始し、さらに処理規定14条1号から3号の措置を実施するため、あるいは実施する過程で収集された情報が含まれているが、少なくともそれらの情報を収集したことは違法である。

処理規程によれば、救済手続を開始するためには人権侵犯の疑いのあること、措置を行うためには人権侵犯の事実があることが要件であるが、本件は両方とも満たしていない。なぜなら、いわゆる人権侵犯事件の被害者とされている同和地区住民が存在していないからである。事実、審査請求人は、処分庁に同和地区住民とは具体的にどのような要件を満たす人を指すのか、さらに審査請求人自身が同和地区住民であるかどうかを問い合わせたが、回答を得られないままである。これでは客観的に被害の有無を確認することは不可能であり、これが認められるなら処分庁は同和地区住民をかたって、い

くだけでも人権侵害をねつ造することが可能である。それだけでなく、処分庁の説明は「事件の相手方は審査請求人ではなく、部落地名総鑑を作成した人物である」という、非常に不誠実なものであった。一方で、処分庁は審査請求人に対して削除要請をしたり、「人権の擁護」という啓発冊子を郵送しようとしたりするなど、相手方は審査請求人ではないとした前言とは矛盾した措置を行なっている。

そもそも審査請求人は、既にネットに出回っていた偽の部落地名総鑑について、それが偽物であることを明示した上、だまされてはいけないという趣旨でブログに掲載したものであって、誰かの人権を侵犯する意図は全くない。平成22年度（行個）答申第81号においても、審査請求人が掲載した偽の部落地名総鑑に対する評価は「法務局等が部落差別を助長する可能性のある情報として、重点的にその排除に取り組んできている情報であると見ることができる」という程度にとどまっており、具体的に誰かの人権を侵害するものとは判断されていない。したがって、処分庁は単に前例踏襲のために審査請求に対して救済手続、救済措置を行ったものであり、その後付けの理由として被害者である同和地区住民を作り上げたものである。

救済措置が開始された時期、審査請求人は同和問題に関して特定都道府県内の行政や特定連合会に対して批判的な意見を述べていたため、事件の発端となった通報が私怨であり、人権侵犯事件の処理にかこつけて審査請求人を黙らせようという意図があった疑いがある。任意的な措置とはいえ、処分庁の行為は審査請求人に対する、表現の自由の制限であり検閲である。処分庁が審査請求人の人権に制約を加えるのであれば、それにより守られる別の人権が存在しなければならないが、そもそも同和地区住民に関し身分を行政機関が蒸し返すこと自体が門地による差別であり、人権侵害である。

また、行政手続法32条により、行政指導は「行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものである。」ところ、審査請求人は今後とも処理規定に基づく措置には応じないことを表明しているので、処分庁が本件情報を利用して今後措置を行うことは不可能である。

以上の理由から、審査請求人は本件情報の利用停止を求めているものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から利用停止請求のあった保有個人情報、審査請求人が管

理しているインターネット上の掲示板「特定ブログ」につき、大津地方法務局が削除要請した人権侵犯事件記録の一部である。

処分庁は、下記4の理由により、平成23年4月22日、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定（原処分）をし、同日付け総庶第336号「保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

2 「人権侵犯事件記録」に編てつされる書類及びその記録内容

人権侵犯事件とは、国民に保障されている基本的人権が侵害された疑いのある事件をいい、法務省の人権擁護機関がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。

人権侵犯事件記録に編てつされる書類は、事件関係者から事情聴取した際の聴取報告書、事件の関係者から提出のあった資料、事件処理についての局内の決裁文書及び救済手続に関する書類などである。これらの書類には、事件の概要、事件関係者の住所・氏名・職業・年齢、事件関係者から聴取した供述内容又は局内における事件についての検討状況等が記録されている。

3 不服申立ての趣旨

審査請求人は、上記1に記載した原処分を取り消し、保有個人情報の利用停止をする旨の決定に変更する裁決を求めている。

4 利用停止としなかった理由

法36条及び38条によれば、保有個人情報の利用停止は、開示を受けた保有個人情報が、①適法に取得されたものではない、②利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている、③所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用されている、以上のいずれかに該当し、保有個人情報の利用停止請求に理由があると認められるときに、当該保有個人情報を保有する行政機関の長が行うものである。

本件保有個人情報は、大津地方法務局が、人権侵犯事件の調査処理の過程において、人権侵犯調査処理規程等に基づき適法に取得したものである。また、人権侵犯事件調査処理という利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有しておらず、その利用目的以外の目的で利用しているものではない。

よって、本件保有個人情報は、法38条に定める保有個人情報の利用停止請求に理由があるときに該当するとは認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成23年5月27日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月13日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同月16日 | 審議 |
| ⑤ 同年7月21日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同年9月29日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求の経緯等について

処分庁は、本件利用停止請求に先立ち審査請求人が行った保有個人情報の開示請求に対して、平成22年2月19日付け総庶第101号（以下「101号決定」という。）により開示決定を行っているが、その後、平成23年2月18日付け総庶第105号（以下「105号決定」という。）により101号決定に対する審査請求の裁決に基づき、新たに5文書について開示決定を行っている。

そして、本件利用停止請求は、105号決定により新たに開示決定された5文書に記録された情報（本件致傷保有個人情報）のみを対象として行われたものであり、原処分は、その利用停止をしないとする決定である。

そこで、以下、105号決定により開示決定された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止の要否について

審査請求人は、本件対象保有個人情報は、適法に取得されたものではなく、特定ブログの削除要請と啓発は掌握事務の範囲を逸脱しており、本件対象保有個人情報を利用する必要はない等の違法理由を主張して、法36条1項1号に基づく利用停止を求めているので、以下、同号に定める利用停止の要件該当性につき逐次検討する。

(1) 適法な取得との関係

諮問庁は、文書1ないし文書4の電子メール及び文書5の電話聴取書に記録された保有個人情報は、人権侵犯調査処理規程等に基づき適法に取得したものであると説明する。

当審査会において、本件対象保有個人情報である文書1ないし文書5に記録された保有個人情報を見分したところ、本件対象保有個人情報は、法務省人権擁護局、大阪法務局及び大津地方法務局間で、「特定ブログ」に係る当該人権侵犯事件の取扱いや処理についての内部的な協議・検討を行った状況が本件事案の処理に係る職員の率直な意見・評価、又は心証等と共に記載されていることが認められる。

そもそも人権侵犯事件とは、国民に保障されている基本的人権が侵害された疑いのある事件のことであり、法務省の人権擁護機関が人権侵犯

事件について行う調査・処理の目的は、処理規程2条により、「事件の調査及び処理は、人権侵犯の疑いのある事案について、関係者に対する援助、調整の措置を講じ、又は人権侵犯の事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた適切な措置を講ずるほか、関係者に対し人権尊重の理念に対する理解を深めるための啓発を行い、もって人権侵犯による被害の救済及び予防を図ることを目的とする。」と定められている。

そのため、処分庁が、本件対象保有個人情報に記載された「特定ブログ」の内容について、内部的に電子メール及び電話等により協議・検討を行うことは、上記処理規程に照らしても当然のことであり、適法であると認められる。

したがって、本件対象保有個人情報については、人権侵犯事件の調査処理の過程において、処理規程等に基づき適法に取得したものであると認められる

(2) 法3条2項（保有の制限等）との関係

諮問庁は、本件対象保有個人情報について、人権侵犯事件調査処理という利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有していないと説明するところ、本件対象保有個人情報の内容は上記(1)のとおりであり、人権侵犯事件調査処理という利用目的を超えて保有しているとは認められないことから、法3条2項の規定に違反して保有しているとは認められない。

なお、審査請求人が、ブログの削除要請に応ずる考えがないとしても、処分庁が利用する目的がなくなったということとはできない。

(3) 法8条（利用の制限）との関係

諮問庁は、本件対象保有個人情報は、利用目的以外の目的で利用しているものではないと説明する。

本件対象保有個人情報については、上記(1)のとおり、人権侵犯事件の調査処理の過程において、「特定ブログ」の内容を処理規程等に基づき内部的に電子メール及び電話等により協議・検討を行うために取得されたものであることからすると、その利用については、人権侵犯事件調査の処理という処理規程等に基づく利用目的のみに利用されていると認められ、それ以外の目的に利用とする事情も認められない。

したがって、本件対象保有個人情報が法8条1項の規定に違反して利用されているとは認められない。

(4) 利用停止の要否

以上のことから、本件対象保有個人情報については、法36条1項1号所定の要件のいずれにも該当しないと認められるため、法38条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認め

られない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小林克己, 委員 中村晶子, 委員 村上裕章